内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術の保険診療のための必要事項

内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術に関する施設基準 (申請が必要)

* (１)　外科、血管外科又は心臓血管外科を標榜している病院(診療所は不可)であること。
* (２)　当該保険医療機関において、血管外科又は心臓血管外科の経験を合わせて５年以上有し、かつ、当該療法を術者とし10例以上実施した経験を有する常勤の医師が配置されていること。
* (３)　下肢静脈瘤手術（抜去切除術、硬化療法及び高位結紮術をいう。）、大伏在静脈抜去術、下肢静脈瘤血管内焼灼術及び内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術を合わせて年間50例以上実施していること。資格取得後も、毎年症例数申告義務あり。50例未満となれば資格は消失する。

内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術   
　 10,200点 　　K617-5 【新設】

算定要件

* (１)　下腿の広範囲の皮膚に色素沈着、硬化、萎縮又は潰瘍を有しており、かつ、超音波検査等により、不全穿通枝が同定され、血液が逆流していることが確認されている患者について実施した場合であって、次のア又はイに該当する場合に一側につき１回のみ算定できる。

ア  下肢静脈瘤手術（抜去切除術、硬化療法及び高位結紮術を言う。）、大伏在静脈抜去術又は下肢静脈瘤血管内焼灼術を実施したが、効果が不十分な患者に対して、当該手技を実施した場合。

イ  下肢静脈瘤手術（抜去切除術、硬化療法、高位結紮術及びを言う。）、大伏在静脈抜去術又は下肢静脈瘤血管内焼灼術のみでは効果が不十分と予想される患者に対して、当該手技を下肢静脈瘤手術、大伏在静脈抜去術又は下肢静脈瘤血管内焼灼術と同時に実施した場合

* (２)　当該手技に伴って実施される画像診断及び検査の費用は所定点数に含まれる。

複数手術に係る費用の特例

